

第2号議案「酒田港の臨港地区内の分区の指定の変更について(案)」

1 臨港地区

臨港地区とは、港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として機能すべき陸域です。臨港地区には、港湾管理者が行うことができる、業務の地域的範囲を示す。構築物の建設・特定の行為等の制限を行う必要のある地域的範囲を示す(分区を設けた場合)。港湾施設となるか否かの地域的な範囲を示す。という役割があります。

2 分区

分区は、港湾を安全かつ円滑に利用していただくために、臨港地区を可能な限り目的別に区分して、一定の地区では一定の活動が行われるように誘導することにより、所期の機能を引き出すための規制です。分区は、「山形県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」で規定しています。分区内では、各分区ごとに条例で規定された建物と、知事が特に認めて許可した建物を除いて、建築することは出来ません。分区が指定された場合においては、建築基準法の用途制限がはずれ、条例の規制が優先されます。ただし、建ぺい率、容積率等は建築基準法により規制されます。本県においては、以下の6つの分区があり、分区の地区指定は、県告示で行われています。

商港区...主に旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域

工業港区...主に工業用施設を設置させることを目的とする区域

漁港区...主に水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域

保安港区...主に爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域

マリナー港区...スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利用に供することを目的とする区域

修景厚生港区...主に景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生の増進を図ることを目的とする区域

3 変更内容

分区制度は、港湾計画の定める港湾の開発・利用等を実現するための規制であるため、港湾計画の改訂に合わせて、見直す必要があります。分区の指定について、以下の～の地区について、未指定の地区については分区を指定し、港湾計画において土地利用計画の見直しがあった地区については、指定の見直しを行います。

(1) 新たに分区を指定する地域

酒田市宮海字南浜(古湊木材荷捌地) 面積:2.3ha 無分区 商港区

海面を埋め立てたところを、既指定の商港区と一体的な利用を図る区域として新たに商港区に指定します。

酒田市高砂字高砂(外港地区高砂ふ頭) 面積:5.1ha 無分区 商港区

海面の埋め立てで生じた土地(外港地区高砂ふ頭)を、既指定の商港区と一体的な利用を図る区域として新たに商港区に追加します。

酒田市山居町2丁目地内(新井田川左岸物揚場) 面積:0.2ha 無分区 漁港区

本港地区の再開発と内航船の利便性向上への対応としての埋立地を、既指定の漁港区と一体的な利用を図る区域として新たに漁港区に追加します。

(2) 分区の指定を変更する地域

酒田市宮海字南浜 面積5.5ha 工業港区 商港区

この地区は、改訂後の港湾計画において、RORO(Roll-on Roll-off)船の着岸やリサイクル貨物の取扱が計画されているふ頭用地となるため、商港区に変更します。

酒田市宮海字南浜 面積:1.4ha 工業港区 修景厚生港区

酒田市宮海字宇治八郎畑 面積:1.7ha 商港区 修景厚生港区

酒田市宮海字南浜 面積:0.5ha 商港区 修景厚生港区

酒田市大浜二丁目 面積:3.2ha 商港区 修景厚生港区

酒田市宮野浦字家岸 面積:0.9ha 工業港区 修景厚生港区

これらの地区は、改訂後の港湾計画において、緑地に位置づけられるため、改訂に合わせて分区の指定を修景厚生港区に変更します。

酒田市高砂字高砂 面積:4.6ha 修景厚生港区 商港区

これらの地区は、改訂後の港湾計画において、港湾関連用地に位置づけられるため、既指定の商港区と一体的な利用を図る地区として、分区の指定を商港区に変更します。

酒田市宮野浦字家岸 面積:3.1ha 工業港区 商港区

この地区は、改訂後の港湾計画において、土地利用計画が見直されるため、分区の指定を商港区に変更します。

酒田市宮野浦字家岸 面積:4.0ha 修景厚生港区 工業港区

この地区は、改訂後の港湾計画において、緑地計画の見直されるため、既指定の工業港区と一体的な利用を図る地区として、分区の指定を工業港区に変更します。

(別表)

	変更前	変更後
山形県地方 港湾審議会	第 1 8 回 平成 1 0 年 2 月 2 0 日	第 2 3 回 平成 1 8 年 4 月 2 6 日
県告示	山形県告示第 3 2 8 号 平成 1 0 年 3 月 3 1 日	
施行日	平成 1 0 年 4 月 1 日	
商港区	約 454.6ha	約 447.7ha (- 6.9ha)
工業区	約 100.8ha	約 111.4ha (+ 10.6ha)
漁港区	約 17.7ha	約 17.9ha (+ 0.2ha)
保安港区	約 6.6ha	約 6.6ha
修景厚生区	約 50.6ha	約 54.3ha (+ 3.7ha)
合計	約 630.3ha	約 637.9ha (+ 7.6ha)

山形県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の 規制に関する条例

平成3年3月19日
山形県条例第31号

改正 平成5年3月26日条例第21号

山形県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例をここに公布する。

山形県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)第40条第1項及び第3項の規定により、県が港湾管理者である港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(規制構築物)

第2条 法第40条第1項に規定する条例で定める構築物は、次の各号に掲げる分区の区分に応じ、当該各号に定める構築物以外の構築物(知事が公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認めて許可した構築物を除く。)とする。

- (1) 商港区 別表第1に掲げる構築物
- (2) 工業港区 別表第2に掲げる構築物
- (3) 漁港区 別表第3に掲げる構築物
- (4) 保安港区 別表第4に掲げる構築物
- (5) マリーナ港区 別表第5に掲げる構築物
- (6) 修景厚生港区 別表第6に掲げる構築物

一部改正〔平成5年条例21号〕

(分区の指定に伴う措置)

第3条 法第39条第1項の規定による分区の指定があつた際現に当該分区の区域内において建設中又は改築中の構築物は、当該分区の指定があつた際現に存する構築物とみなす。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第5条 法第40条第1項の規定に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成3年5月1日から施行する。

附 則(平成5年3月26日条例第21号)

この条例は、平成5年5月1日から施行する。

別表第1

- (1) 法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設(危険物置場、貯油施設及びセメントサイロを除く。)
- (2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他知事が指定する事業を行う者の事務所及びその附帯施設
- (3) 旅館、ホテル並びに飲食店営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に該当するものを除く。)及び知事が指定する物品販売業の用に供する店舗並びにこれらの附帯施設(以下「旅館等」という。)
- (4) 知事が指定する官公署の事務所及びその附帯施設(以下「官公署の事務所」という。)

一部改正〔平成5年条例21号〕

別表第2

- (1) 法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設
- (2) 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業の用に供する工場及びその附帯施設
- (3) 前号の工場の労務者のための休泊所、食堂、売店及び診療所
- (4) 官公署の事務所

別表第3

- (1) 法第2条第5項第2号、第4号、第5号及び第9号から第10号の2までに掲げる港湾施設
- (2) 漁船のためのけい留施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設
- (3) 漁船の修理施設、造船施設及びその附帯施設
- (4) 魚舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設
- (5) 冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設
- (6) 製氷工場及び冷凍工場その他の水産物の加工工場並びにこれらの附帯施設
- (7) 網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設
- (8) 漁船乗組員及び漁業関係労務者のための休泊所、食堂、売店及び診療所
- (9) 漁業を営む者その他知事が指定する団体の事務所及びその附帯施設
- (10) 官公署の事務所

別表第4

- (1) 法第2条第5項第2号から第6号まで及び第8号の2から第10号の2までに掲げる港湾施設
- (2) 危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設
- (3) 消火施設その他の危険防止施設
- (4) 給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所及びその附帯施設
- (5) 官公署の事務所

別表第5

- (1) 法第2条第5項第2号から第5号まで及び第7号から第10号の2までに掲げ

る港湾施設(廃棄物処理施設にあっては、当該廃棄物処理施設が所在するマリーナ港区において発生する廃棄物を処理するためのものに限る。)

- (2) スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶(以下「スポーツ用船舶」という。)のための用具倉庫及び船舶上架施設
 - (3) スポーツ用船舶の利用者のための集会所その他知事が指定する福利厚生施設
 - (4) 旅館等
 - (5) 官公署の事務所
- 追加〔平成5年条例21号〕

別表第6

- (1) 法第2条第5項第2号から第5号まで、第8号の2及び第9号の2から第10号の2までに掲げる港湾施設(廃棄物処理施設にあっては、当該廃棄物処理施設が所在する修景厚生港区において発生する廃棄物を処理するためのものに限る。)
 - (2) 図書館、博物館、水族館、展示場、公会堂及び展望施設
 - (3) 休泊所、食堂、売店その他知事が指定する便益施設
 - (4) 官公署の事務所
- 旧別表5 緑下〔平成5年条例21号〕